

ノロウイルスによる食中毒にご注意！～冬が発生のピークです～

【食中毒の年間患者数の多くはノロウイルスを原因としています】

全国の直近 10 年間の食中毒患者のうち、ノロウイルス食中毒患者の構成割合

平成 23 年～令和元年：第 1 位、 令和 2 年：第 2 位

感染経路	症 状
<p>＜食品からの感染＞</p> <ul style="list-style-type: none">●感染した人が調理などをして汚染された食品●ウイルスの蓄積した加熱不十分な二枚貝等 <p>＜人からの感染＞</p> <ul style="list-style-type: none">●患者のふん便やおう吐物からの二次感染●家庭や施設内などでの飛沫などによる感染	<p>＜潜伏時間＞</p> <ul style="list-style-type: none">●感染から発症まで 24～48 時間 <p>＜主な症状＞</p> <ul style="list-style-type: none">●吐き気、おう吐、下痢、腹痛、微熱●感染しても症状のない場合や、軽い風邪のような症状のことも●乳幼児や高齢者は、おう吐物を吸い込むことによる肺炎や窒息にも要注意

ノロウイルスによる食中毒予防のポイント

調理する人の健康管理	作業中などの手洗い	調理器具等の消毒
<ul style="list-style-type: none">●普段から感染しないように食べものや家族の健康状態に注意する。●症状があるときは、食品を直接扱う作業をしない。●症状があるときは、すぐに責任者に報告する仕組みをつくる。	<ul style="list-style-type: none">●普段から感染しないように食べものや家族の健康状態に注意する。●汚れの残りやすいところをていねいに●症状があるときは、食品を直接扱う作業をしない。症状があるときは、すぐに責任者に報告する仕組みをつくる	<ul style="list-style-type: none">●洗剤などで十分に洗浄し、煮沸消毒やこれと同等の効果を有する方法で消毒する。●塩素消毒液の濃度 食器等の消毒:200ppm 嘔吐物等の処理:1,000ppm

◇ お問い合わせ先 岩手県 県民くらしの安全課 食の安全安心担当 (電話：019-629-5385)

クリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習第2型通信制開催のお知らせ

クリーニング業法では、クリーニング所又はクリーニング取次所で働く従業員（クリーニング師及び業務従事者）の方は、研修や講習を定期的に（注）受けなければならないこととされています。

これらの研修及び講習を公益財団法人岩手県生活衛生営業指導センターが、指定機関の公益財団法人全国生活衛生営業指導センターから委託を受けて実施しています。

（注）クリーニング師の方は業務に従事した後1年以内に、その後は3年を超えない期間ごとに、クリーニング業務従事者の方はクリーニング所開設後1年以内に、従事者数の5分の1に当たる人数、その後は3年を超えない期間ごとに5分の1に当たる人数の方が受講しなければならないとされています。（取次所には、1店舗に最低1名の受講済みの方がが必要です。）

なお、クリーニング師の方が、クリーニング師研修を受講されている場合は、業務従事者講習を受講されたものとみなされます。また、継続受講の方は、受講時間が短縮されます。

令和3年度 クリーニング師研修・業務従事者講習 第2型通信制 受講案内

受付開始年月日	受付締切日	レポート提出締切日	修了証書等発送
令和3年10月1日(金)	令和3年12月17日(金)	令和4年1月17日(月)	令和4年2月上旬

○問い合わせ先

公益財団法人 岩手県生活衛生営業指導センター 盛岡市志家町3番13号(019-624-6642)

HP : <https://www.seiei.or.jp/iwate/cleaning.html>

冬の交通事故防止県民運動を実施します！

■期間

12月15日（水）～12月24日（金）

■スローガン

「ゆとりある 心と車間の ディスタンス」

■運動の重点

- ① 冬道用タイヤ装着の徹底
- ② 高齢者と冬休み中の子どもの交通事故防止
- ③ スピードダウンの徹底
- ④ 飲酒運転の根絶

【運転者】

冬道の安全運転（いち、にっ、さん運動）を心掛けましょう！

- 1 一割スピードダウンしよう。
- 2 二倍の車間距離をとろう。
- 3 三分早めに出発しよう。

～絶対にしない、させない「飲酒運転」～

【歩行者】

「止まる - 見る - 待つ」の安全行動と、夕暮れ時や夜間に外出する時の反射材世品の着用を心掛けましょう！



令和3年度交通安全ポスターコンクール
小学校高学年の部【最優秀賞】陸前高田市立小友小学校4年 佐藤歩未さんの作品

◇お問合せ先 消防安全課 県民安全担当（電話：019-629-5266）

若者の消費者トラブルについて シリーズ3回目 / 全6回

令和4年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられ、社会経験の少ない若者は悪質な業者のターゲットになるなど、トラブルに遭うことが懸念されます。

若者の消費者トラブルを防ごう！③簡単に稼げるうまい話はない！

- SNSの広告から簡単に稼げるというサイトにアクセスし、登録料1万円を支払った。マニュアルどおりにやってみたが、収入は得られなかった。サポートを受けるために20万円のプランを契約したが、全く儲からない。
- 友人からネットビジネスで簡単に稼げると誘われて、カフェに行くと、そこで会った男性から「ネットオークションやフリマサイトで転売すれば必ず儲かる！まずは10万円支払えば、ノウハウを教える。」と言われた。「お金がない」と言うと消費者金融に連れて行かれ、借金をして10万円を男性に支払った。その後、ノウハウを聞いたが全く儲からなかった。

■ トラブルに遭わないために

簡単にお金を稼ぐ方法などの情報（情報商材）が、SNSの広告などをきっかけにインターネット上で販売されていますが、情報商材は購入するまで中身を確認できません。安易に購入しないようにしましょう。

ネットで仕入れた商品を、ネットオークションやフリマサイトで転売して儲けるための、ノウハウやサポートなどと称して、高額な費用を要求される場合があるので、安易に信用せず、必要なければきっぱり断りましょう。

友人やお世話になった先輩からの誘いでも、「おかしいな」「必要ないな」と思ったら断りましょう。困っている友人がいたら、信頼できる大人や相談機関への相談をすすめてください。

大人になると一人で有効な契約ができますが、原則として一方的に取り消すことはできません。本当に必要な契約か冷静に考え、安易に高額な契約や借金はしないようにしましょう。

■ 困った時どうする？

契約についてのトラブルが発生した時はひとりで悩まず、消費生活センターに相談しましょう。

専門的な知識を持った消費生活相談員が消費者トラブル解消のお手伝いをします。

消費者ホットライン188（いやや） ←最寄りの消費生活センターにつながります。



いわて消費者トラブル防止啓発キャラクター

【若年者の消費者トラブル110番週間】

令和4年1月17日（月）～21日（金）

上記期間中、県民生活センターと県内の消費生活センターが中心となって、消費生活相談先の周知と、若年者の消費者被害の解決をお手伝いするため集中的に相談を受付けます。

相談先

消費者ホットライン188（いやや）

↑↑最寄りの消費生活センターにつながります。

